



# 東川町における女性活躍推進法 に基づく特定事業主行動計画

写真文化首都「写真の町」

東 川 町

## 東川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日  
東川町長  
東川町議会議長  
東川町選挙管理委員会  
東川町代表監査委員  
東川町農業委員会  
東川町教育委員会

東川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、東川町長、東川町議会議長、東川町選挙管理委員会、東川町代表監査委員、東川町農業委員会及び東川町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点・評価等を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局及び町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局及び町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### (1) 継続就業及び仕事と家庭の両立について

平成28年度から平成33年度までの定年退職以外の退職者に占める女性割合

を、平成 18 年度から平成 27 年度 10 年間に於ける 76%から 70%以下に引き下げる。

平成 33 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合を 30%以上にする。

(2) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用について

平成 33 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度の実績 27%より 3%以上引き上げ、30%以上にする。

(3) 長時間勤務の解消

平成 33 年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得率を、平成 27 年の実績 18%より 7%以上引き上げ、25%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局及び町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 継続就業及び仕事と家庭の両立について

出産・子育てなど個々の女性職員の事情に配慮し、業務分担の見直し、柔軟な人事配置等を行う。

出産を控えている全ての職員に対し、企画総務課より各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の利用促進に関する助言を行う。

(2) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用について

女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるように配慮した人事配置に努める。

女性職員の自己啓発や課題克服能力向上を図るため、外部研修等の受講機会を増やす。

(3) 長時間勤務の解消

年次有給休暇の取得目標を定め、各職員への計画的な取得の促進に努める。

各職員の業務量の平準化を図るとともに、偏りがあるようであれば、業務の優先順位、業務プロセス、職員の業務分担の見直し又は職員の配置等を検討する。